

今年 6 月 30 日、環境省は福島原発事故で発生した除染廃棄物について、「Kg 当り 8000Bq 以下であれば、公共事業で道路工事や堤防などの盛り土に利用可能」だと決めた。そもそも、この 8000Bq 基準は何の根拠も示さずに、原発事故 2 か月後の 2011 年 5 月に環境省の秘密会合で決めたもので、「この基準以上の汚染物は中間貯蔵施設に搬入し、30 年以内には別の場所に移動する」というものだった。その約束もすでに破たんしており、国の廃棄物処理計画は国全体を放射能汚染にさらすものだ。

事故前の基準は Kg 当り 100 ベクレル

福島原発事故前は、いずれ廃炉で出る汚染物質の基準は「クリアランス・レベル」と言われ、セシウムの場合 Kg 当り 100Bq とされていた。現在もこの基準は生きている。しかし、福島原発事故で事態は一変し、この基準をクリアする事は無理、と判断した。現在福島を始め各地に積み上げられた除染廃棄物の「フレコンバッグ（1 個当たり 1m³）」の量は 2200 万個、東京ドーム 18 個分で、この半分が Kg 当り 8000Bq 以下である。環境省は、Kg 当り 100Bq に浄化するには 2 兆 9127 億円かかるが、8000Bq 以下なら 1 兆 3450 億円で済むという。これを「経済的・社会的に合理的」と主張する。これは明らかに根拠のない「二重基準」であり、経済優先の考え方である。重量にすれば 2200 万トンの汚染土壌を、全国各地の産廃処分場や道路工事などに使う事になる。その上、8000Bq 以上の廃土を貯蔵する予定の「中間貯蔵施設」の土地は、大熊町・双葉町の住民の反対で、予定の 1 割しか確保できていない。「中間貯蔵が、いずれ永久貯蔵になる」と考える住民の恐れは当然である。その結果、膨大な量のフレコンバッグは、各地の「仮置き場」に置かれたまま、半減期で 8000Bq 以下になるのを待っているのだ。この二つの

基準について、環境省は「100Bq は安全に再利用できる基準」、「8000Bq は安全に処理するための基準」と主張している。即ち、8000Bq 以下の残土を全国にばらまくのは、「廃棄物の処理」なのである。これは、国中が放射性セシウムの処理場になることを意味する。

緊急事態は継続中

今年の 3 月 3 日、民進党の衆議院議員逢坂誠二氏は国会で、「2011 年 3 月 11 日に行われた原子力緊急事態宣言は、いつ解除するのか」と質問した。これに対し安倍首相は、「原子力災害の拡大防止の応急措置の必要がなくなった時に解除するが、住民避難や復旧の実情を踏まえて行うものであり、現時点で見通しを述べる事は困難」と答弁している。安倍首相の「アンダーコントロール」宣言は二枚舌であり、緊急事態下でオリンピックを誘致したのである。見せかけの除染対策の結果、4 年後のオリンピック時には 8000Bq 以下の汚染土壌が全国にばらまかれているはずで、それこそが国の未来を危うくする新たな緊急事態である。地震や津波、大雨や台風などの災害大国日本で放射能をばらまけば、国民全体が被曝の脅威にさらされる。こうした状況こそが国民の緊急事態でなくて何であろうか。 (2016 年 11 月 23 日 河田)